

第一生命保険相互会社(社長 斎藤 勝利)では、平成18年4月3日より、全国の提携金融機関 において、**積立利率変動型個人年金保険「ナイスセイリング」**()を発売いたします。

また、今後、本商品の取扱金融機関の拡大を図っていく予定です。

()販売愛称は、取扱金融機関により異なる場合があります。

本商品は、契約締結時の運用期間(=積立利率保証期間)を7年および10年と複数設定するとと もに、運用期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により積立金額が増加する仕組であるため、 契約締結時に年金原資が確定する個人年金保険です。また、契約締結時の積立利率は、市場金利の 動向に応じてタイムリーに(月2回)設定します。

本商品は、安定的かつ確実な運用・資産形成を行いたいというお客さまのニーズにお応えする とともに、運用期間中に定期的に資金をお受取りいただける機能や、運用期間を短縮して年金支 払を開始させることができる機能をも有しており、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えす ることができる自在性に富んだ商品となっています。

当社は、引き続き、お客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、年金ラインアップの一層の充実 を図ってまいります。

「ナイスセイリング」の特長

積立利率を毎月1日および16日に設定するため、直近の金利環境をタイムリーに反映します。 また、契約日における積立利率を運用期間(=積立利率保証期間:7年または10年)の満了日 まで適用するとともに、運用期間の満了日の翌日を年金支払開始日としているため、契約締結時 に年金支払開始日の前日における運用実績(=積立金額)が確定します。運用の成果は、年金で お受取りいただきます。

「基本保険金額の規則的減額に関する特則」を適用することにより、運用期間中の年単位の契約応当日に基本保険金額を規則的に減額し、減額部分の解約返還金を受取ることができます。

「繰上げ年金開始に関する特則」を適用することにより、申出直後に到来する年単位の契約応 当日に年金支払を開始すること(=年金支払開始日を繰上げること)もできます。

年金支払開始日前の死亡には、被保険者が死亡した時の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

契約締結時の告知は不要であるため、簡便な手続でご加入いただけます。

. 積立利率変動型個人年金保険「ナイスセイリング」の内容

- 1.商品の概要
 - ▶ 保険料の払込方法は一時払のみです。
 - > 契約締結時の告知は不要です。
 - 契約日における積立利率(毎月1日および16日に設定)を運用期間(=積立利率保証期間:7 年または10年)の満了日まで適用します。
 - 年金支払開始日は運用期間の満了日の翌日となります。 契約締結時における契約日から年金支払開始日までの期間は、ご契約者が選択した運用期間に応じて7年または10年となります。
 - > 年金支払開始日の前日に限り、年金支払開始日の変更(=繰下げ)を取扱います。
 - 年金支払開始日の変更が行われた場合に、運用期間が延長(=積立利率保証期間が更新)します。 延長後の運用期間は、1年、5年、7年および10年のうちのいずれかに変更することもできます。

市場金利情勢によっては、年金支払開始日の変更を取扱わないことがあります。

- 年金支払開始日の前日における積立金額等に基づき、年金支払開始日における当社所定の率を適用して年金額を定めます。
- 年金支払開始日前の死亡には、被保険者が死亡した時の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。
- 解約返還金額の計算に際しては、解約日または減額日における積立金額について、その時点の市場金利に応じて市場価格調整を行います。

市場価格調整の結果、解約返還金額が積立金額に対して増減することがあります。

- 解約返還金額 積立金額 基本保険金額 年 金 時 原 払 保 資 険 死 亡 給 付 金 額 料 年金支払開始日 契約日 積立利率保証期間 積立利率保証期間の更新も可能 (7年または10年)
- 【 仕組図 】

2. 主な取扱条件

(1) 給付内容

		支払事由	支払額
年	金	被保険者が年金支払日に生存して いるとき	年金支払開始日の前日における積立金額、年金支払開始 日に支払われる社員配当金および年金支払開始日まで に積み立てられた社員配当金の合計額をもとに、年金支 払開始日における当社所定の率により年金額を計算
死	亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死 亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額もしくは解約返還金 額または基本保険金額のいずれか大きい金額

年金支払期間中に死亡した場合は未払年金の現価をお支払いします(現価支払に代えて年金を継続して受取ることも可能です)。

(2) 年金の種類

契約締結時に指定可能な年金の種類は「確定年金」のみ

年金の種類	年金支払期間		
確定年金	3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年		
年金支払開始日の直前3	か月以内に限り「10年保証期間付終身年金」への変更が可能です(50歳以上の場合)。		

(3) 契約年齡範囲·種目

積立利率保証期間	契約年齡範囲	種目
7年	年金開始年齢 - 7歳	7歳~90歳までの各歳年金開始
10年	年金開始年齢 - 10歳	10歳~90歳までの各歳年金開始

- (4) 最低一時払保険料
 - 100万円

最低年金年額は30万円となっておりますので、契約締結時に選択いただく年金の種類によって、最低一時払保 険料は異なります。

(5) 付加できる特約

保険金等の年金払特約

(6) クーリング・オフ

保険料の払込方法を送金に限定していること等から、クーリング・オフは取扱いません。ただし、 契約日から起算して10日以内の解約に限り、約款所定の解約返還金額ではなく、解約日の基本保険 金額と同額を解約返還金額として請求することが可能です。

解約日の基本保険金額と同額を解約返還金として受取った場合、当該ご契約者は、契約者を同一とし、かつ解約日 から起算して1か月以内が契約日となる本商品には、加入することができません。

- 3. その他
 - (1) 基本保険金額の規則的減額

契約締結時(または積立利率保証期間の更新時)に「基本保険金額の規則的減額に関する特則」を 適用することにより、<u>積立利率保証期間中の年単位の契約応当日に基本保険金額を規則的に減額し、</u> 減額部分の解約返還金を受取ることが可能です。

解約返還金額の計算に際しては市場価格調整を行うため、その時点の市場金利により、解約返還金額が増加または 減少することがあります。年単位の契約応当日ごとに支払う解約返還金額は一定の金額ではありません。

(2) 繰上げ年金開始

年金支払開始日までの期間が1年以上ある場合、「繰上げ年金開始に関する特則」を適用することにより、

申出直後に到来する年単位の契約応当日に年金支払を開始すること(年金支払開始日を繰上げ

<u>ること)が可能</u>です。

年金額は、繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額(繰上げ後の年金支払開始日の前日における 積立金額について市場価格調整を行います)等をもとに、繰上げ後の年金支払開始日における当社所定の率により 計算します。

繰上げ後の年金支払開始日における年金年額が30万円に満たない場合や、年金の種類が確定年金で、年金受取 総額が繰上げ後の年金原資を下回る場合には、繰上げ年金開始を行いません。

この資料は商品の概要を説明したものです。

ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「ご契約内容(契約概要)」など会社所定の資料を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご覧ください。

【ご参考】

1. 高まる老後への不安

老後への不安

出典:金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」(平成17年)

非常に心配である	32.2%
多少心配である	46.9%
それほど心配していない	19.0%

老後の生活について心配である (「多少心配である」と「非常 に心配である」の合計)と答え た世帯は8割を超えています。

老後の生活を心配する理由(複数回答あり)

出典:金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」(平成17年)

1	十分な貯蓄がないから。	71.4%
2	年金(公的年金、企業年金、個人年金)や保険が十分ではないから。	68.8%
3	現在の生活にゆとりがなく、老後に備えて準備していないから。	40.4%
4	退職一時金が十分ではないから。	24.2%
5	生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから。	19.2%
6	こどもなどからの援助が期待できないから。	18.4%
7	再就職などにより収入が得られる見込みがないから。	14.0%
8	マイホームを取得できる見込みがないから。	3.5%
9	家賃の上昇により生活が苦しくなると見込まれるから。	2.8%
-	その他	6.2%

「心配である」としている世帯では、その理由について「十分な貯蓄が無いから(7 割強)」、 「年金や保険が十分でないから(約 7 割)」が、高い割合となっています。

2.公的年金への不安

年金(公的年金・企業年金を含み、個人年金を除く)で老後の必要資金をまかなえるか?

年金でさほど不自由なく暮らせる	5.9	9%		「日常生活費
ゆとりはないが、日常生活費程度はまかなえる	43.	9 %		程度もまかな
日常生活費程度もまかなうのが難しい	47.	9 %		うのが難しい」
				世帯は47.
公的年金が不安な理由				9%という高
出典:金融広報中央委員会「家計の金融資産に関	する世論調	間査」(平成	ṫ17年)	い割合となっ
年金が支給される金額が切り下げられるとみている	3	60.	8 %	ています。
年金が支給される年齢が引き上げられるとみている	3	31.	3 %	
高齢者への医療費用の個人負担が増えるとみている	3	31.	1 %	
物価上昇等により費用が増えるとみている 22.			6 %	
高齢者への介護費用の個人負担が増えていくとみて	ている	21.	1 %	
老後生活に備える年金(キャッシュフロー)ニーズは強いと思われます。				

3.金融商品の選択理由

出典:金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」(平成17年)

元本が保証されているから	33.3%
取扱金融機関が信用できて安心だから	15.0%
少額でも預け入れや引き出しが自由にできるから	22.1%
現金に換えやすいから	5.3%
利回りが良いから	11.1%
将来の値上がりが期待できるから	3.6%
商品内容が理解しやすいから	2.0%
その他	3.1%
無回答	4.6%



流動性が好まれる傾向となっています。

以 上